

松山観光バス株式会社

脳血管疾患取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 脳血管疾患に起因する事故を防止するため、当社における脳健診、精密検査及び治療に係る運転者との取り決めとして、本規程を定める。

第2章 脳健診の受診

(受診対象者)

第2条 受診対象者は60歳以上の運転者で、以下のいずれかに該当する者（直近2年以内に受診した者を除く）とする。

- ①本人又は家族に脳血管疾患の既往歴がある
- ②高血圧（投薬時血圧140以上の者）
- ③過度の飲酒習慣がある者
- ④喫煙者
- ⑤糖尿病を患っている者
- ⑥定期健康診断で脂質異常症と診断された者

(受診方法及び機関の決定)

第3条 脳健診を実施している医療機関で受けることとする。

(受診頻度)

第4条 2年に1回程度を目安とし、受診することとする。

(受診手順)

第5条 以下の手順で行うこととする。

- (1) 営業所担当者が第4条に従い運転者に対し検査実施の案内を行う。
- (2) 運転者は運行管理者及び営業所担当者と相談し受診の候補日を決定する。
- (3) 営業所担当者は受診機関に予約を行い、決定した受診日を運転者に通知する。
- (4) 運転者は決定した受診日に受診機関にて受診する。

(説明会の開催)

第6条 実施各年度最初の脳健診の実施に伴い、脳健診の必要性や対象者について説明会を執り行うこととする。

(受診費用)

第7条 検査に関しては、当社が検査にかかる費用を全額負担するものとする。なお、助成金が支払われた場合の費用に関しては当社が助成額を差し引いた金額を負担することとする。

(受診結果の確認)

第8条 受診機関からの脳健診の個人結果については当社でも確認することとする。異常所見の疑いがある者に関しては1年後を目安に脳健診を受診させる。また、精密検査が必要と診断された者に関しては速やかに精密検査を受診させる。第3章 精密検査の受診

(精密検査受診対象者)

第9条 脳健診の結果、異常所見があると診断された者とする。

(受診方法)

第10条 検査結果に同封の「精密検査実施病院リスト」を参照し、各自で精密検査を受診することとする。※その際、検査結果及び検査結果に同封の「紹介状」を必ず持参し精密検査受診医療機関に提出することとする。(精密検査結果の報告)

第11条 精密検査を受けた者は、検査結果が届き次第、書面にて速やかに会社に報告することとする。

(精密検査後の対応について)

第12条 精密検査の結果、経過観察と診断された者は主治医の指示に従い経過観察を行い、治療が必要と診断された者は、主治医の指示に従い治療を速やかに開始する。また、経過観察・治療状況について運行管理者に逐次報告することとする。

(治療を開始した者への対処)

第13条 治療が必要と診断された者に対する乗務可否の判断は、専門医、産業医、運行管理者、運転者の意見や治療状況を勘案し、当社が総合的に判断する。

(上記の処遇に関して)

第14条 脳血管疾患と診断された者に対する、正当な理由によらない解雇等の扱いは行わないこととする。もし、対象者もしくは第三者が不当な行為であると判断した場合には、当社が適切な説明責任を果たした場合を除き、当該処置を無効とする。

第4章 個人情報

(個人情報の取扱)

第15条 当社においては、脳健診及び精密検査の結果等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。

2 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱うこととする。

- (1) 保管する個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努める。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄する。
- (4) 個人情報を含む文書は、みだりに複写しない。

附則

第1条 本規程は、令和6年12月1日より有効とする。

以上